

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和6年度決算審査の概要 －警告決議に係る質疑と審査結果等について－
著者 / 所属	本島 裕三 / 決算委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	487 号
刊行日	2026-9-29
頁	77-85
URL	https://www.sangiin.go.jp/jpn/shiryo/chousa/rippou_chousa/backnumber/20260929.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

令和6年度決算審査の概要

— 警告決議に係る質疑と審査結果等について —

本島 裕三

(決算委員会調査室)

1. 参議院における令和6年度決算の審査経緯
2. 警告決議に係る質疑の概要
 - (1) 株式会社ジェイアール東日本企画による委託費等の不正受給
 - (2) 中小企業等事業再構築促進補助金の不正受給等
 - (3) 浜岡原子力発電所の基準地震動データに関する不正行為
3. 令和6年度決算の審査結果等
 - (1) 決算の是認
 - (2) 決算に対する各会派の賛否及びその理由等
 - (3) 警告決議
 - (4) 措置要求決議
 - (5) 会計検査院への検査要請
4. 令和6年度決算審査に基づく決議の特色
 - (1) 警告決議の特色
 - (2) 措置要求決議の特色
5. 決算審査の更なる充実に向けた今後の課題

1. 参議院における令和6年度決算の審査経緯

国の令和6年度決算¹は、第219回国会（臨時会）の令和7年11月18日に、会計検査院の令和6年度決算検査報告と共に国会に提出された。参議院では、12月3日の本会議において決算の概要報告及びこれに対する質疑を行った後、決算委員会に付託され、同日、委員会において片山財務大臣から決算の概要説明を、原田会計検査院長から検査報告の概要説

¹ 令和6年度決算と共に令和6年度国有財産増減及び現在額総計算書、令和6年度国有財産無償貸付状況総計算書が提出され、決算外2件として一括して審査された。

明をそれぞれ聴取した。第221回国会（特別会）の8年5月11日に高市内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行い、5月13日以降計6回に及ぶ省庁別審査、6月15日に片山財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、7月6日には高市内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行い、同日に討論及び採決を行うことによって、委員会での審査を終えた。

そして、7月8日の本会議で西田昌司決算委員長から委員長報告がなされ、討論及び採決の結果、令和6年度決算を是認するとともに、「内閣に対する警告」（以下「警告決議」という。）を行うことを決定した。決算が提出された翌年又は当該年の常会等²の会期中に議決するのは、平成24年度決算審査以降、13年連続となっている（図表1）。

本稿では、令和6年度決算審査における様々な議論³のうち、警告決議に係る質疑の概要を紹介するとともに、令和6年度決算の審査結果等をまとめることとしたい。

図表1 参議院における各年度決算の議決（平成24年度決算以降）

決算年度	国会提出日	提出された翌年又は当該年の常会等	議決年月日			
			決算委員会		本会議	
H24	H25. 11. 19	第186回（H26. 1. 24～26. 6. 22）	H26. 6. 9	是認	H26. 6. 11	是認
25	26. 11. 18	第189回（27. 1. 26～27. 9. 27）	27. 6. 29	是認	27. 7. 1	是認
26	28. 1. 4	第190回（28. 1. 4～28. 6. 1）	28. 5. 23	是認	28. 5. 25	是認
27	28. 11. 18	第193回（29. 1. 20～29. 6. 18）	29. 6. 5	是認	29. 6. 7	是認
28	29. 11. 21	第196回（30. 1. 22～30. 7. 22）	30. 6. 18	是認	30. 6. 27	是認
29	30. 11. 20	第198回（31. 1. 28～R元. 6. 26）	R元. 6. 10	是認	R元. 6. 14	是認
30	R元. 11. 19	第201回（2. 1. 20～2. 6. 17）	2. 6. 15	是認	2. 6. 17	是認
R元	2. 11. 20	第204回（3. 1. 18～3. 6. 16）	3. 6. 7	是認	3. 6. 9	是認
2	3. 12. 6	第208回（4. 1. 17～4. 6. 15）	4. 6. 13	是認	4. 6. 15	是認
3	4. 11. 18	第211回（5. 1. 23～5. 6. 21）	5. 6. 12	是認	5. 6. 14	是認
4	5. 11. 20	第213回（6. 1. 26～6. 6. 23）	6. 6. 10	是認	6. 6. 12	是認
5	6. 11. 29	第217回（7. 1. 24～7. 6. 22）	7. 6. 9	是認	7. 6. 11	是認
6	7. 11. 18	第221回（8. 2. 18～8. 7. 25）	8. 7. 6	是認	8. 7. 8	是認

（出所）筆者作成

2. 警告決議に係る質疑の概要

（1）株式会社ジェイアール東日本企画による委託費等の不正受給

内閣府等8府省庁が株式会社ジェイアール東日本企画に委託等を行った事業において、同社が社員に虚偽の業務日誌を作成させ、実際には業務に全く従事していない社員や時間

² 令和8年は第220回国会（常会）が1月23日に召集されたが同日に衆議院が解散されたため、総選挙後の2月18日に第221回国会（特別会）が召集され、7月25日に会期が終了した。

³ 決算審査に当たっては、第40回国会参議院決算委員会（昭和37年5月5日）において、「国会が議決した予算及び関係法律が適正、かつ、効率的に執行されたかをはじめ決算全般について審査し、あわせて政策の実績批判を行う」との方針が決定された。これに基づき、審査対象年度の決算についてだけでなく、決算に関係する事項で現年度中の予算執行に問題があるものなどについても随時議論に取り上げ、必要があれば警告を発するなどしている。

をあたかも従事したかのように装って人件費を算定し、令和元年度から5年度だけで約20億円の委託費等を不正に受給していたことが会計検査院の検査により明らかとなった。

本会議では、今般の不正受給に対する受け止め、他の委託先等に対する調査及び再発防止策の必要性についてただされた。高市内閣総理大臣は、「本件は極めて残念な事案であり、会計検査院の指摘を踏まえ、政府として、不当と判断された費用の返納を同社に求めるとともに、本事案の周知徹底や、他の委託先も含めた適切な事業実施のための点検、調査など、同様の事態の再発防止に向けて取り組んでいく」旨答弁した⁴。

（２）中小企業等事業再構築促進補助金の不正受給等

独立行政法人中小企業基盤整備機構が、中小企業庁の補助金により設置造成した基金を原資として交付した中小企業等事業再構築促進補助金において、虚偽の実績報告書が作成されるなど悪質極まりない不正行為等により過大交付が発生したこと、事業者から事業化の状況が適切に報告されておらず、事業効果の正確な分析が困難な状況であったことが会計検査院の検査により明らかとなった。

委員会では、今般の事態に対する受け止め、全国的に調査を行い過大交付額の返還を求める必要性、再発防止に向けた取組状況等についてただされた。赤澤経済産業大臣は、「事業再構築補助金の不正事案については誠に遺憾である。中小企業の早期の事業転換を図るべく、全国約8万件の中小企業を支援してきた大規模事業であったこと、事業開始当初は外出自粛等の行動制限を求められていたこともあり、現地検査を十分に行うことが難しい状況にあったことが要因の一部であったが言い訳の利く話ではない。経済産業省としては、会計検査院からの指摘を踏まえ、本事業を執行する機構及び事務局に対して指導を行い、既に不正受給が認められた補助事業者に対し交付決定を取り消し、補助金の返還を求め、また事業者による報告内容の適正化を図り、事業状況等の的確な把握を図るなど、補助金の適正な執行に努めている。加えて、全ての補助事業者に対し、補助金交付から原則5年間、補助事業の状況を報告させることとしており、報告が未提出の事業者や報告内容から不正が疑われる事業者には、必要に応じて現地検査を行っている。また、後継の中小企業新事業進出補助金では、今般の反省を踏まえ、採択審査の厳格化や審査工程間の連携、現地検査体制の強化などに取り組んできた。今後とも、悪質な不正事案については、加算金を課した上で補助金返還を求めていくとともに、事業者名を公表するなど厳正に対処し、不正受給の防止に最大限努めていく」旨答弁した⁵。

（３）浜岡原子力発電所の基準地震動データに関する不正行為

中部電力株式会社が浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査において、原子炉建屋等の耐震設計の前提条件となる基準地震動を策定するためのデータを恣意的に操作するという不正行為が発生した。

委員会では、不正事案に対する経済産業大臣の受け止め、原子力規制委員会の審査で見

⁴ 第219回国会参議院本会議録第7号6頁（令7.12.3）

⁵ 第221回国会参議院決算委員会会議録第7号（令8.6.8）

抜けなかった理由、再発防止策等についてただされた。赤澤経済産業大臣は、「原子力の利用の大前提である安全性に対する国民の信頼を大きく損なう、あってはならないものであり、極めて重く受け止めている。中部電力に対し、電気事業法に基づく報告徴収命令を発出し、第三者委員会の調査結果が取りまとめ次第、速やかに報告を行うよう要求している。事案の原因等の徹底的な調査と実効的な再発防止策の取りまとめを求めており、その内容を踏まえて厳正に対処していく」旨答弁した⁶。また、山中原子力規制委員会委員長は、「一般的に審査の中では、評価の方針、方法、条件及び結果について確認をしている。事業者がデータそのものに対して不正行為を行った場合には、審査する側がデータから直接科学的に見抜くことは極めて困難であるが、必ずしも審査体制自体に問題があったとは考えていない。本事案と同様の不正が起こりにくいような環境づくりや審査プロセスの改善に向けて、令和8年5月27日の原子力規制委員会において制度面における対応の検討状況の報告を受け、方向性を確認した。検討の例として、統計的グリーン関数法に基づく地震動評価手法に係る評価プロセスの明確化、設置許可等の申請書類等に関わる不正行為の抑止を目的とした申請書類等に係る虚偽に対する罰則の導入、重要な設計条件に係るトレーサビリティを確保するための制度的な対応等について検討を進めている」旨答弁した⁷。

3. 令和6年度決算の審査結果等

(1) 決算の是認

令和6年度決算は、令和8年7月6日の委員会での採決の結果、多数をもって是認すべきものとし、全会一致をもって内閣に対して警告すべきものと議決された。また同日、令和6年度決算審査措置要求決議が全会一致をもって議決されたほか、国会法第105条の規定⁸に基づき会計検査院に対し検査要請を行った。7月8日の本会議においては、令和6年度決算は多数をもって是認することとし、警告決議は多数をもって議決された⁹。

(2) 決算に対する各会派の賛否及びその理由等

令和6年度決算の委員会採決において、自由民主党・無所属の会、公明党及び日本維新の会は決算の是認に賛成、立憲民主・無所属、国民民主党・新緑風会、参政党、日本共産党及びれいわ新選組¹⁰は是認に反対した。討論において各会派から述べられた賛成又は反対の理由は、おおむね次のとおりである¹¹。

立憲民主・無所属は、反対の理由として、我が国の財政は依然として厳しい状況にあり、歳出全体で効率化を図らなければならない中、5年間で総額43兆円を確保することとされ

⁶ 第221回国会参議院決算委員会会議録第8号（令8.6.15）

⁷ 脚注6に同じ

⁸ 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

⁹ 警告決議は委員会及び本会議のいずれにおいても全会一致で議決されることが通例であるが、今回は「れいわ新選組」所属議員が本会議において反対した。なお、同会派所属議員は、警告決議及び措置要求決議の委員会採決時には退席していた（採決結果はいずれも全会一致）。

¹⁰ れいわ新選組は令和8年8月12日に「いのちの党」へ会派名を変更した。

¹¹ 第221回国会参議院決算委員会会議録第9号（令8.7.6）

た防衛費の6年度の不用額が1,164億円に上り、翌年度繰越額と合わせると1兆円を超えるなど、効率的とはいえない支出がなされていること、コロナ禍で予備費が肥大化して以降、巨額の予備費計上が常態化し、6年度においても正常化されたとはいえない規模となっていること、同年度末時点の基金残高が17兆6,484億円に上り、元年度末時点と比較すると7倍以上の規模に膨れ上がっていることを挙げた。

公明党は、令和6年度予算の編成にも携わり、賛成をしてきた経緯があり、執行面での課題はあるものの全体として決算の是認に賛成するとした。その上で、政府・与党の国会運営に問題があること、食料品、燃料等の価格高騰や品不足といった国民生活に直結した課題があるにもかかわらず、内閣に国民生活を重視する意思を感じられないこと、経済の好循環を実現するために賃上げの継続が重要であり、最低賃金に関する現行の目標を堅持すべきことなどを述べた。

国民民主党・新緑風会は、反対の理由として、令和6年の春闘賃上げ率は33年ぶりに5%を超えたが、中小組合では4.45%にとどまり、実質賃金は前年比0.2%減と3年連続のマイナスであった一方で、税収は75.2兆円と5年連続で過去最高を更新し、物価上昇に伴う消費税収の増加やインフレによる自動増税により国民生活が苦しくなる中で、還元策として多額の予算が投じられた定額減税及び関連給付の効果検証がいまだなされず、デフレ脱却も宣言できていないこと、国民民主党が提案していたトリガー条項の凍結解除や年収の壁対策も先送りされ続けたこと、少子化の根本原因は若い世代の経済的基盤の脆弱さにあるにもかかわらず、子ども・子育て支援金制度は現役世代の手取りを更に削るものであること、1兆7千億円超を投じた海上自衛隊のP-1哨戒機は部品調達の遅延等で可働が低調で共食い整備まで行われていること、令和6年度決算検査報告全体の指摘は319件、540億円超となり、防衛費のみならず全体予算の執行の質そのものに疑義を呈せざるを得ないことなどを挙げた。

参政党は、反対の理由として、令和6年度決算では、失われた30年を生み出した財政政策の失敗に対する反省が全く行われておらず、税収が過去最高となる一方で、国債発行額は当初予定額より5兆円も減額され、経済的に困窮する国民が増えていく中、政府が国民を救済せず、財政黒字を目指す姿勢は異常であると言わざるを得ないこと、現在の円安は長年にわたる緊縮財政により国力の低下を招いた財政政策の失敗によるものと考えられることを挙げた。

日本共産党は、反対の理由として、令和6年度決算の税収は75.2兆円と過去最大となったが、所得の少ない人ほど重い負担となる消費税が税収の大半を占めており、大企業と富裕層を優遇する税制により所得再分配の機能が破壊され格差が広がっていること、社会保障、教育、中小企業や農業を始め国民を守る予算を圧縮し、深刻化する物価高騰に無策で暮らしと国民経済に重大な困難をもたらしていること、高市政権による大量の国債発行が財政の信認を低下させ、長期金利の上昇を招いており、住宅ローンや奨学金返済額の増加となって若者の暮らしを困難にしていること、防衛関係費は前年度から2.4兆円増となり、敵基地攻撃能力を持ち日米同盟強化へとひた走っていることなどを挙げた。

れいわ新選組は、反対の理由として、浜岡原発のデータ不正に関する警告決議に盛り込

まれたのは限定的な指摘のみで、全ての原発の徹底再調査ではないこと、検査要請を要求した能登半島地震等からの復旧・復興事業の実施状況が除外されたことは極めて遺憾であること、決算における警告決議等が全会一致という慣例の下、妥協の産物になっている現状には強い異論があり、真に決算を重視し政府を監視するというのであれば、各会派が提案した警告や指摘は全て院の決議として反映させるべきであることを挙げた。

（３）警告決議

決算に関する参議院の議決を構成する警告決議は、政府の事務事業等における不当・不適正な事象で政府が非を認めているものや、不作為やずさんな実施等により非効率な予算執行が生じた事象等に対し、参議院の立場から遺憾の意を込めて内閣に警告を発するものである。令和６年度決算自体は多数をもって是認され、警告決議は、委員会は全会一致、本会議は多数をもって議決された¹²。令和６年度決算審査における議論を踏まえて議決した警告決議の項目は、図表２のとおりである¹³。この警告決議に対し、高市内閣総理大臣は、令和８年７月８日の本会議において、「政府としては、従来から国の諸施策の推進に当たって、適正かつ効率的に執行するよう最善の努力を行っているところであるが、今般、３項目にわたる指摘を受けたことは、政府として重く受け止めるべきものと考えている。決議の趣旨を十分に踏まえ、今後このような指摘を受けることのないよう改善、指導していく」旨の所信を述べた¹⁴。

図表２ 警告決議の項目

- １．株式会社ジェイアール東日本企画による委託費等の不正受給について
- ２．中小企業等事業再構築促進補助金の不正受給等について
- ３．浜岡原子力発電所の基準地震動データに関する不正行為について

（出所）筆者作成

（４）措置要求決議

措置要求決議とは、警告決議の対象となるほどの事象ではないが、決算的観点から行政の制度や実施面での改善が必要な場合や、警告決議の対象となるような不正や無駄が生ずる背景に制度上や事業実施の枠組みの問題がある場合に、委員会として改善を求めるものである。措置要求決議は、初めて議決した平成15年度決算審査以降、会派間の協議を経て全会一致で議決されており、今回も全会一致で議決された¹⁵。令和８年７月６日の委員会において、令和６年度決算審査における議論を踏まえて議決した措置要求決議の項目は、図

¹² 採決結果の経緯は脚注９参照

¹³ 決議本文は参議院ホームページ「令和六年度決算 議決」〈https://www.sangiin.go.jp/jpn/gianjoho/ketsugi/221/k010_070601.pdf〉を参照。（以下、URLの最終アクセス日はいずれも令和８年８月31日である。）

¹⁴ 第221回国会参議院本会議録第26号（令8.7.8）

¹⁵ 採決結果の経緯は脚注９参照

表3のとおりである¹⁶。

図表3 措置要求決議の項目

1. 日本放送協会における関連団体との取引及び関連団体からの配当等の状況について
2. 国立公園における公園施設の不適切な管理について
3. 私立学校施設整備費補助金の過大交付が繰り返されている事態について
4. 多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の過大交付等について
5. リチウムイオン電池の回収処理における不十分な取組状況について
6. 国内開発された固定翼哨戒機（P－1）の低調な可動状況について

（出所）筆者作成

（5）会計検査院への検査要請

決算委員会は、決算審査において行政の制度や仕組みに関して指摘された問題のうち、その実態が不明確なものについて、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対して検査要請を行い、その検査結果を後年度の決算審査で活用している。

今般、委員会では、令和6年度決算審査を踏まえ、令和8年7月6日、会計検査院に対し、2項目の検査要請を行うことを決定した¹⁷（図表4）。

図表4 会計検査院への検査要請の項目

- ・ こども・子育て施策の実施状況等について
- ・ 賃上げ環境整備に係る施策の実施状況等について

（出所）筆者作成

なお、決算審査の過程においては、令和6年能登半島地震等からの復旧・復興事業の実施状況等、認定を取り消された求職者支援制度に係る職業訓練、東京外かく環状道路（関越～東名）事業の費用対効果の算定状況等について、それぞれ検査要請の提案があったが、与野党の合意に至らず、検査要請は行われなかった。

4. 令和6年度決算審査に基づく決議の特色

令和6年度決算審査では、3項目の警告決議及び6項目の措置要求決議が議決された。以下、警告決議及び措置要求決議それぞれの特色を紹介したい。

（1）警告決議の特色

¹⁶ 決議本文は参議院ホームページ「令和6年度決算審査措置要求決議」〈https://www.sangiin.go.jp/jpn/gi-anjoho/ketsugi/221/k028_070601.pdf〉を参照。

¹⁷ 検査の対象及び内容については会計検査院ホームページ〈<https://www.jbaudit.go.jp/report/demand/r080707.html>〉を参照。

今般の警告決議の特色として、3項目中2項目が政府からの補助金等の不正受給に関する決議であったことが挙げられる。「株式会社ジェイアール東日本企画による委託費等の不正受給について」では、同社が常習的に行っていた不正を長期にわたり見抜くことができなかったとして、厳正な返還請求や他の委託先も含めた点検、調査等を行い再発防止に万全を期すこと、「中小企業等事業再構築促進補助金の不正受給等について」では、不正を防止できなかったことのみならず、会計検査院に指摘されるまで正確な効果検証が行えない状況を放置していたとして、不正受給への厳正な対処や事業状況等の的確な把握の徹底、補助金の適正な執行等の強化を求めた。これらの決議に至った事態において、不正受給を行った者が悪質であったことは言うまでもないが、本来政府が担うべき補助金等の審査や支給、確認等の業務について、政府内のマンパワー不足を背景に民間企業等への委託が増加していることも踏まえる必要がある。その上で、利益の最大化を目的とする民間企業に業務委託する際の受託企業の公的責任についての考え方や、補助金制度において不正受給を未然に防ぐための方策等について政府が検証を行うとともに、国会においても議論を深めていく必要がある。

（２）措置要求決議の特色

措置要求決議においては、会計検査院から過去に同様の指摘があったにもかかわらず、令和6年度決算検査報告において再び指摘が繰り返された事態に関するものが複数あったことが特色として挙げられる。「日本放送協会における関連団体との取引及び関連団体からの配当等の状況について」では、日本放送協会（NHK）と関連団体との競争性契約への移行促進や関連団体からの適切な還元等について会計検査院の報告及び本院の警告決議で繰り返し指摘されてきたにもかかわらず、改善が不十分であることを重く受け止め、NHKに対して競争契約化の更なる促進、適切な特例配当の徹底による利益剰余金の還元等に取り組み、視聴者負担の抑制に努めるよう求めるものである。「私立学校施設整備費補助金の過大交付が繰り返されている事態について」では、会計検査院から再三にわたり同補助金の過大交付について指摘を受けていることから、学校法人等に対して補助金の適正な執行や会計検査院の指摘事例等に係る周知徹底の強化、業務のDX化等による適切かつ効率的な審査体制の整備を求めるものである。政府には、決議されるに至った事態が再び繰り返されないよう実効性のある再発防止策の徹底が求められる。

５．決算審査の更なる充実に向けた今後の課題

決算審査の意義は、国の予算執行の効果を検証し、その結果を後年度の予算編成及び執行に反映することによって、より一層適正な財政運営の実現を目指すところにある。今般の令和6年度決算審査での議論は、まずは令和9年度予算の編成に反映されることとなる。

その令和9年度予算編成に関し、高市内閣が8年7月21日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2026」（骨太方針2026）では、補正予算依存からの脱却、基金や複数年度にわたる予算措置の見直しの方針が示された。複数年度にわたる予算措置については、各年度の執行状況や投資誘因等の効果を決算審査において検証し、その結果を後年度の予

算措置に適切に反映させていくことが重要である。また、財政運営目標の設定については、国・地方の総債務残高対GDP比の安定的低下を中核に位置付けるとともに、これまで財政健全化目標としていたプライマリーバランスは、債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理するとされた。これらが適切に管理されているかだけでなく、市場の信認が得られる財政運営となっているかなどについても、国会として注視していく必要がある。

(もとしま ゆうぞう)